

○ 美幌・津別広域事務組合消防法令適合通知書の交付 に関する事務処理要綱

〔令和2年3月1日〕
消本訓令第1号

改正 令和3年3月31日消本訓令第4号

(目的)

第1条 この要綱は、「旅館、ホテルに係る防火安全について」(昭和56年1月24日付け消防予第21号)により示された「旅館ホテル防火安全対策連絡協議会における了解事項」において、旅館、ホテルに関する法令等に基づき許可、登録、指定、届出等を行う場合に添付される消防法令に適合している旨の通知書(以下「通知書」という。)及び住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号。以下「法」という。)に基づく、届出住宅(法第3条第1項に基づく届出により、住宅宿泊事業を営み、又は営む予定の住宅をいう。以下同じ。)の関係者等から届出住宅に係る消防法令適合通知書の交付並びに旅行関係者(個人を除く。以下同じ。)からの照会に対する回答に対する事務処理について必要な事項を定めることを目的とする。

(交付の申請)

第2条 消防長又は署長(以下「消防長等」という。)は、消防法令適合通知書の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)から、次に定める消防法令適合通知書交付申請書が提出された場合は、美幌・津別広域事務組合火災予防規程(平成21年4月1日消本訓令第7号)第15条の処理区分に従い処理するものとする。

- (1) 旅館業法等、興行場法及び公衆浴場法に係る消防法令適合通知書の交付を受けようとするもの。(様式第1号)
- (2) 住宅宿泊事業法に係る消防法令適合通知書の交付を受けようとするもの。(様式第2号)

2 消防長等、通知書の交付申請があった場合には、内容を確認し立入検査の実施等により、消防法令の適合状況について調査するものとする。

(消防法令適合通知書等の交付)

第3条 消防長等は、前条の規定により立入検査を実施した結果、消防法令に適合していると認めたときは、次の各号のとおり通知するものとする。

- (1) 前条第1項第1号に規定する事項については、消防法令適合通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。
- (2) 前条第1項第2号に規定する事項については、消防法令適合通知書(様式第

4号)により申請者に通知するものとする。

2 前条第2項の結果に基づき、消防法令に適合していない場合には、通知書を交付できない旨を当該申請者に、消防法令適合通知書の交付申請に対する回答書(様式第5号)により回答するものとする。

(旅行関係者からの照会対応)

第4条 消防長等は、旅館、ホテルにおける防火安全に関し、照会があった場合は、次の各号により対応するものとする。

(1) 旅行関係者(個人を除く。)より旅館・ホテルの消防法令等適合状況に関する照会書(様式第6号)に基づく照会があった場合は、美幌・津別広域事務組合防火基準適合表示要綱に基づき交付される表示マークの交付状況等について、旅行関係者からの照会に対する回答書(様式第7号)により回答するものとする。

(2) 表示マークが交付されていない場合は、その理由(表示基準に適合しない、表示マークに係る交付申請がない、表示制度の対象外等)を様式第7号「4表示マーク交付状況等」の「表示マーク不交付」の「理由」欄に記載し、消防法令に基づく届出等の実施状況を、様式第7号「4表示マーク交付状況等」の「届出等の状況」の項目に従い記載すること。

(申請等の処理及び保管)

第5条 消防長等は、第2条の規定により消防法令適合通知書の申請又は第4条第1号の規定により旅行関係者の照会書が提出された場合、当該申請書等の記載内容及び添付書類を確認し、不備がないと認めるときはこれを受理するとともに、消防法令適合通知書交付申請等処理簿(様式第8号)(以下「処理簿」という。)に必要な事項を記載するものとする。

2 消防長等は、第3条の規定により消防法令適合通知書等の交付又は第4条の規定により旅行関係者の照会に対する回答を行ったときは、その写しを保管するとともに、処理簿に必要な事項を記載するものとする。

附 則

この消本訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年消本訓令第4号)

この消本訓令は、令和3年4月1日から施行する。

消防法令適合通知書交付申請書

年 月 日

美幌・津別広域事務組合
消防長 (消防署長) 様

申請者
住 所
氏 名
電話番号

下記の旅館又はホテルについて、消防法令に係る消防法令適合通知書の交付を申請します。

記

- 1 名 称 (旅館又はホテルの名称)
- 2 所 在 地 (旅館又はホテルの所在地)
- 3 申請理由区分
 - ア 旅館業法 (昭和 23 年法律第 138 号) 第 3 条の規定による営業の許可
 - イ 旅館業法施行規則 (昭和 23 年厚生省令第 28 号) 第 4 条の規定による施設又は設備の変更届出
 - ウ 国際観光ホテル整備法 (昭和 24 年法律第 279 号) 第 3 条又は第 18 条第 1 項の規定による登録
 - エ 国際観光ホテル整備法 (昭和 24 年法律第 279 号) 第 7 条第 1 項又は第 18 条第 2 項において準用する第 7 条第 1 項の規定による施設に関する登録事項の変更の届出
 - オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) 第 3 条の規定による営業許可
 - カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) 第 9 条の規定による構造又は設備の変更等の承認、届出

※ 受 付 欄

※ 経 過 欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

消防法令適合通知書交付申請書

年 月 日

美幌・津別広域事務組合
消防長（消防署長） 様

申請者
住 所
氏 名
電話番号

下記の届出住宅の部分について、消防法令適合通知書の交付を申請します。

記

- 1 名称（届出住宅の名称）
- 2 所在地（届出住宅の所在地）
- 3 届出住宅に関する事項等

(1) 面積

届出住宅が存する防火対象物の延べ面積 (㎡)	届出住宅部分の床面積 (㎡)	宿泊室(宿泊者の就寝の用に供する室)の床面積の合計 (㎡)

(2) その他の事項

- 住宅に人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者が不在（住宅宿泊事業法第11条第1項第2号の国土交通省令・厚生労働省令で定めるものを除く。）とならない

4 申請理由

- 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の規定による届出
- 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第4項の規定による届出

※ 受 付 欄

※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 該当する場合は、□にチェックを入れること。
- 3 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項又は第4項の規定による届出書又は当該届出書に添付することを予定している書類を確認する場合や当該書類の写しの提出を求める場合があります。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

消防法令適合通知書

第 年 月 日 号

様

美幌・津別広域事務組合
消防長（消防署長） 印

年 月 日付で交付申請のあった下記の旅館又はホテルについては、
消防法令に適合していると認め、通知します。

記

- 1 名称（旅館又はホテルの名称）
- 2 所在地（旅館又はホテルの所在地）
- 3 申請者
- 4 立入検査実施日 年 月 日
- 5 申請理由区分
 - ア 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条の規定による営業の許可
 - イ 旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第4条の規定による施設又は設備変更届出
 - ウ 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）第3条又は第18条第1項の規定による登録
 - エ 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）第7条第1項又は第18条第2項において準用する第7条第1項の規定による施設に関する登録事項の変更の届出
 - オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条の規定による営業許可
 - カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第9条の規定による構造又は設備の変更等の承認、届出
- 6 備考

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

消防法令適合通知書

第 年 月 日 号

様

美幌・津別広域事務組合
消防長（消防署長） 印

年 月 日付で交付申請（別添）のあった下記の届出住宅の部分については、消防法令に適合していると認め、通知します。

記

- 1 名称（届出住宅の名称）
- 2 所在地（届出住宅の所在地）
- 3 申請者
- 4 立入検査実施日 年 月 日
- 5 申請理由
 - 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の規定による届出
 - 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第4項の規定による届出
- 6 備考

（美津三十三）

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

消防法令適合通知書の交付申請に対する回答書

第 年 月 日 号

様

美幌・津別広域事務組合
消防長（消防署長） 印

年 月 日付で「消防法令適合通知書」の交付申請のあった下記
防火対象物については、消防法令に適合しないため交付できないことを回答します。

記

- 1 名 称
- 2 所在地
- 3 立入検査実施日 年 月 日
- 4 消防法令に適合していない理由

（美津 三十三）

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

旅館・ホテルの消防法令等適合状況に関する照会書

年 月 日

美幌・津別広域事務組合
消防長（消防署長） 様

申請者
住 所
氏 名
電話番号

下記の旅館又はホテルの消防法令等の適合状況について照会いたします。

記

- 1 名称（旅館又はホテルの名称）
- 2 所在地（旅館又はホテルの所在地）
- 3 代表者氏名
- 4 申請理由
- 5 備考

※ 受 付 欄

※ 経 過 欄

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 ※印の欄は、記入しないこと。

旅行関係者からの照会に対する回答書

年 月 日

殿

美幌・津別広域事務組合
消防長（消防署長）



年 月 日付けで照会のあった下記旅館又はホテルの消防法令等の適合状況について、次のとおり回答します。

記

- 1 名称（旅館又はホテルの名称）
- 2 所在地（旅館又はホテルの所在地）
- 3 代表者氏名

4 表示マーク交付状況等

- 表示マーク交付済
交付年月日 年 月 日
有効期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 表示マーク不交付
(理由)

(届出等の状況)

- 防火管理者選任（解任）に係る届出 (届出済 未届出)
- 防火管理に係る消防計画 (届出済 未届出)
- ・訓練実施日
消火訓練 年 月 日
避難訓練 年 月 日
- 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果 (報告済 未報告)
- 防火対象物点検結果 (報告済 未報告)
その他 ()

5 備考

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 □印のある欄については、該当の□印にチェックを入れること。
3 表示マークが火災の発生等により一時的に留保されている場合、「交付済」とし、備考欄にその旨を記載すること。
4 届出等の状況における実施日等については、直近の年月日を記載すること。

消防法令適合通知書交付申請等処理簿 (年度)

收受番号	受付年月日	対象物名称所在地	申請者氏名	交付番号	交付年月日	適合別	申請区分等	送付日又は受領署名等
						適・否	<input type="checkbox"/> 旅館業等 <input type="checkbox"/> 国際観光業等 <input type="checkbox"/> 風営法関係 <input type="checkbox"/> 住宅関係 <input type="checkbox"/> 旅行業からの照会	
						適・否	<input type="checkbox"/> 旅館業等 <input type="checkbox"/> 国際観光業等 <input type="checkbox"/> 風営法関係 <input type="checkbox"/> 住宅関係 <input type="checkbox"/> 旅行業からの照会	
						適・否	<input type="checkbox"/> 旅館業等 <input type="checkbox"/> 国際観光業等 <input type="checkbox"/> 風営法関係 <input type="checkbox"/> 住宅関係 <input type="checkbox"/> 旅行業からの照会	
						適・否	<input type="checkbox"/> 旅館業等 <input type="checkbox"/> 国際観光業等 <input type="checkbox"/> 風営法関係 <input type="checkbox"/> 住宅関係 <input type="checkbox"/> 旅行業からの照会	
						適・否	<input type="checkbox"/> 旅館業等 <input type="checkbox"/> 国際観光業等 <input type="checkbox"/> 風営法関係 <input type="checkbox"/> 住宅関係 <input type="checkbox"/> 旅行業からの照会	